

第3回 熊本市人権尊重のまちづくり条例検討委員会 議事要旨

- 【日時】 令和7年(2025年)11月27日(木)午後6時30分～午後8時15分
- 【場所】 熊本市総合保健福祉センター(ウェルパルクまもと)3階 すこやかホール
- 【出席委員】 梅澤委員、大森委員、勝本委員、勝谷委員、高橋委員、徳永委員、
成原委員(Web出席)、原村委員、松本委員、宮川委員、村山委員、塘林委員
- 【会議次第】 1 開会
2 議事
(1)他の自治体におけるヘイトスピーチや人権侵害に対する措置の状況について
(2)人権に関するアンケート(追加分)の結果について
(3)条例の構成案について
(4)本市の人権侵害の現状についてのアンケートについて
3 閉会
- 【配布資料】 資料1…他の自治体におけるヘイトスピーチや人権侵害に対する措置の状況について(公表されているもの)
資料2…人権に関する市民アンケート(R7年10月追加調査分)
資料3…人権尊重のまちづくり条例(仮称)構成案(イメージ図)
資料4…人権侵害の現状についてのアンケート(案)

【議事】

- (1) 資料1、他の自治体におけるヘイトスピーチや人権侵害に対する措置の状況について
事務局から資料に基づき説明を行った。

(各委員からの発言等)

委員：他の自治体における、不当な差別的言動やヘイトスピーチへの対処については、拡散防止措置を行っているものと認識の公表を行っているものがある。その両方が合わせて行われる場合もあるが、別々の場合もある。資料にある件数は、拡散防止措置を行った件数なのか、氏名や事案の概要などを公表した件数なのか。

事務局：ここで提示した資料は単純に件数比較ができるよう、一つの表にまとめたものである。それぞれの自治体で公表の目的や方法等は異なっている。それらが分かりやすいように資料を再度整理したい。

委員：川崎市の公表の事例を見ると、最後に「公表したもの以外の表現が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない」との記載がある。ここが重要だと思う。条例等にもこういった内容も盛り込むべきだと思う。

- (2) 資料2、人権に関する市民アンケート（R7年10月追加調査分）について
事務局から資料に基づき説明を行った。

（各委員からの発言等）

委員：前回2月に行ったアンケートの結果と、今回、10月に追加して行ったアンケートでは、人権が侵害されたと思った方の割合は変化しているのか、こういった傾向がみられるのか。

事務局：前回、人権を侵害されたことが「ある」が51.8%、「ない」が48.0%だったのに対し、今回を含めると「ある」が46.4%、「ない」が53.5%であった。

また、若年層を対象とした今回だけのアンケートでは「ある」が20.8%、「ない」が79.0%であった。若年層では人権侵害されたことは「ない」が大半を占めた。

- (3) 資料3、人権尊重のまちづくり条例（仮称）構成案（イメージ図）について
事務局から資料に基づき説明を行った。

（各委員からの発言等）

委員長：「差別されない権利」というキーワードは重要であると思う。前文に盛り込んでもらいたい。また、他自治体では「市民の責務」という規定が設けられているが、責務という言葉には慎重でありたいと思っている。差別は許されないことだが、市民自治、住民自治の観点からみると、市民に責務を負わせることについては、やや気になる。

委員：努力義務であればいいのではないか。条例を作る以上は市民にも何らかの役割を果たしてもらいたいというメッセージは大事だと思う。

委員長：市の取組に協力する努力義務のようなものであれば理解できる。

委員：三重県では、特定電気通信役務提供者の責務という規定があるが、これは何か。

委員：特定電気通信役務提供者は「プロバイダ責任制限法」にある用語。今は「情報流通プラットフォーム対処法」に変わっている。基本的にはプロバイダのことを指している。

三重県の条例では、特定電気通信役務提供者は、人侵害行為が行われることを知りえた場合、その情報を不特定の者に送信することを防止する措置が技術的に可能な時は、その措置を講ずるものとする規定されている。熊本市が仮に条例でこういう規定を設けるのであれば、そもそもどういうものが人権侵害行為であるのかを慎重に考えなければならない。

委員：資料にある助言や勧告、人権侵害の事例の公表等に対応するのであれば、人権侵害

があったかどうかを判断する組織(審査会)は必要だと思う。本市の条例を、罰則のある規制的なものにするのか、理念的、宣言的なものにするのか、議論がある程度まとまってくれば、審査会の設置について判断することになってくるのではないかと。現在、そういった審査会はあるのか。

事務局:現在、外部の有識者等で構成する人権に関する審議会を設けているが、これは、市の人権施策が計画に基づき実施できているかの検証を行い、ご意見をいただくものである。検討委員会の議論の中で、人権侵害を判断する組織を作った方が良いということになれば、条文に盛り込む方向で検討することになる。

委員:拡散防止を目的に行う削除要請を自治体の権限として定めるのか、又はプロバイダの責務として削除するよう定めるのか、若しくは両方とも定めるのかが今後の論点となるのではないかと。また、削除要請をしたり、それを公表したりするのであれば、その手続きとして審査会に答申を求めることになる。他方で事業者の責務として位置付けるのであれば事業者の自主判断にゆだねるということにもなるかと思う。

委員:熊本に本店なり事業所がない業者に対してどれぐらいのことが言えるのかという問題もある。事業者の義務を規定しても本当にその義務が事業者に生じるのかという問題もある。そういう意味では事業者に対する責任という形ではなく、自治体が削除要請できるような規定の方が現実的ではないかと思う。

委員:国レベルでも法律を作っても罰則がないと、外国のプラットフォーム事業者などはなかなか要請に応じてもらえない。自治体であればなおさらである。実効性を持たせるには罰則を設けるということになるが、実際、条例で罰則を定めることは難しいのではないかと。

委員長:実際に罰則は難しいとは思いますが、一言二言いえるような仕掛けを考えていく必要があるのではないかと思う。

委員:「災害に関する人権侵害」については条例にぜひ盛り込んでほしい。熊本は大きな地震を経験した。水害も多い。避難所では障がい者が排除されたり、乳幼児を持つ母親が嫌な思いをしたり、人権侵害になりやすいところなので、条文に入れてもらいたい。

委員:山梨県の条例には「教育に携わる者の責務」に「多様性を認め合う共生社会づくりを目的とした教育を行うよう努めなければならない」という規定がある。「教育に携わる者の責務」に限らず、「公務員の責務」に高い人権意識を持ち、条例の目的を達成するため、率先して役割を果たすというような職員の姿勢に関する規定があれば良いと思う。

委員長:実際、こどもたちに人権教育を行っている教職員は、研修等で人権を学んでいる。条例で「教職員が人権を学ばなければならない」と定めれば、学習の機会が制度的に保障され、より充実したものになる。さらにその学びが深まることで、こどもたちへの人権教育や啓発の機会も増え、条例の実行性を高めることになる。

委員:水俣病やハンセン病、外国人などの問題に関しては、条例のどこかに明記すべきだと思う。また、市民アンケート等で、まだ気づいていない人権侵害の事例を調査し、条例に盛り込んでもらいたい。ヘイトスピーチに関しては、今後発生する可能性が高いと思う。せっかく条例をつくるのであれば、将来的に検討ではなく、今回、検討すべきだと思う。

委員:今まで、一般市民の方からヘイトスピーチの内容を含むメールが送られてきたことがある。「国際交流はやめるべきだ」「ルールを守らない外国人は帰れ」といった内容であった。本市の条例は若い世代を含めいろんな人にきちんと読んでもらい、理解してもらいたい。今はヘイトスピーチに関しては学校の教科書でも必ず出てくる。ヘイトスピーチに関しても条例に記載してもらいたい。

委員:個別分野に関する規定をそれぞれ条文として設けるという方法については、個人的には反対である。逆に個別の規定として条文化されていない問題は、それでいいのかということになる。基本理念や前文の中に個別の人権問題を記載することには賛成する。

委員:他の自治体ではそれぞれ条例のテーマがある。熊本市では条例を策定するにあたってメインテーマがあれば策定しやすいが、その点おしえてもらいたい。

事務局:人権尊重が当たり前の地域社会の実現を目指すという理念のもと、インターネットによる誹謗中傷や、国際都市化しているところは念頭に置いている。

委員長:国際水準でいえば、ヨーロッパなどでは、国籍等によるヘイトに関しては犯罪であるとする流れがある。日本ではそういうことはやめましょうという教育的なところにとどまっている。世界人権宣言などを踏まえて国際水準に合わせ一歩先を行くような条例を検討するかどうかも大きなテーマである。

委員:「SOGI」の理解促進について、将来的に検討するとなっているが、すでに学校現場などではこの問題について早い段階から教育を行っている。学生たちにとっても条例が受け入れられるよう対応してもらいたいと思っている。

委員長:議論は尽きないが、次回に審議を持ち越すことにしたい。各自資料を持ち帰って、気づいたことを次回に議論していきたいと思う。

(4) 資料4…人権侵害の現状についてのアンケート(案)について
事務局から資料に基づき説明を行った。

(各委員からの意見等)

委員：人権侵害の内容や、場所、理由については、「その他」を選択した場合、自由記載できるように修正をお願いしたい。

事務局：システムの的に修正が可能であるか確認し、修正したい。

(5) その他

第4回の検討委員会の日程については、後日調整することとなった。
引き続き、検討委員会では、慎重かつ丁寧な議論を重ねていきたい。